

豊中市意見公募手続に関する条例

逐条解説

平成21年（2009年）4月
（平成24年（2012年）10月改正）

豊中市
都市経営部広報戦略課

豊中市意見公募手続に関する条例逐条解説

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	2
第3条（適用除外）	7
第4条（意見公募手続）	9
第5条（意見公募手続の特例）	14
第6条（意見公募手続の予告等）	16
第7条（意見の提出方法）	18
第8条（提出意見の考慮）	20
第9条（結果の公表等）	21
第10条（準用）	24
第11条（計画等以外のものの意見公募手続）	26
第12条（運用状況の公表）	27
附則	28

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進するとともに、計画等の形成過程における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民自治の進展に寄与することを目的とする。

趣旨

本条は、「豊中市意見公募手続に関する条例」の目的を明らかにしたものです。本市の意見公募手続に関する基本的な考え方を示しています。

解釈・運用

意見公募手続については、豊中市自治基本条例（平成19年豊中市条例第4号）第24条に定める「参画における原則」を具体化する制度の一つとして、同条例第25条に「市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当たっては、市民及び事業者からの意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない」と定められています。

また、「参画における原則」は、同条例第2条の「自治の基本原則」の一つである、「参画の原則（市民及び事業者の参画の下で市政が行われること）」を具体化するための原則とされています。

一方、国では、行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）の施行により行政手続法（平成5年法律第88号）が改正され、国の機関が政令や省令等を制定するに当たっての手続（行政立法手続）において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、意見公募手続の実施が義務付けられました。

行政手続法は、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、第3条第3項により適用除外としていますが、第46条において、地方公共団体は同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めています。

上記の趣旨を踏まえ、本条は市民の市政への参画の促進とともに、計画等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民自治の進展に寄与することが本条例の目的であることを明言しています。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 計画等の案（計画等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）について市民の意見（情報を含む。以下同じ。）を求めるための手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 市税の納税義務者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、大阪府の条例及びその執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに市の条例、執行機関の規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「条例等」という。）をいう。
- (5) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (6) 計画等 次に掲げるもの（議会の議決を要するものにあつては、その案）をいう。
 - ア 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画、方針等又は個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画、方針等
 - イ 次に掲げる条例等
 - (ア) 市の基本的な制度を定める条例等
 - (イ) 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例等
 - ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする法令等に基づく審査基準（法令等に基づき、行政庁の許可、承認、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、許認可等をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）
 - エ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする法令等に基づく処

分基準（行政庁が、法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号イからニまで又は豊中市行政手続条例（平成9年豊中市条例第6号）第2条第6号アからエまでのいずれかに該当するものを除く。以下「不利益処分」という。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導（市の機関（豊中市行政手続条例第2条第7号に規定する市の機関をいう。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）

趣旨

本条は、この条例で用いる用語の定義について定めたものです。

解釈・運用

第1号関係（意見公募手続）

本号では、意見公募手続を、計画等の案について市民の意見を求めるための手続と定義しています。括弧書きで明示しているように、「計画等の案」とは、実施機関が計画等で定めようとする内容を示すものであり、「意見」には、市民の考えを表明するもののみならず、計画等の案に関連する情報を含みます。実施機関が本条例に基づき行う意見公募手続の詳細については、第4条で規定しています。

第2号関係（実施機関）

本号は、実施機関について定めたものです。

意見公募手続は、本市の自治の基本原則である参画の原則を具体化するための制度ですので、地方自治法及び地方公営企業法等の規定により独立して事務を管理し、執行するすべての機関に適用するものとしています。

議会は、市民の信託を得た市民の代表により構成される議事機関であり、参画の原則の具体化においても、高度に自律性を有することから、この条例の適用外としています。

第3号関係（市民）

本号は、この条例による市民について定めたものです。

前条の目的規定に定める市民の市政への参画の促進、計画等の形成過程における公正の確保と透明性の向上、市民自治の進展という本条例の目的にかんがみ、実施機関が定めようとする計画等に関わりのある人等を広く市民として定義しています。

特に、条例等は法規範として属地的に効力を及ぼすことから、市域に住所を有する人に限らず、意見公募手続の対象となる計画等に利害関係を有するもの等を含めることとします。

第2条（定義）

なお、本号は、本条例における市民を定義したものであり、この定義に該当しないものからの意見提出を排除する趣旨のものではありません。市民に該当しないもの（該当するかどうか不明なものを含む。）から提出された意見についても、市民から提出された意見と同様に取り扱うものとします。

第4号関係（法令等）

法令等は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、大阪府の条例及びその執行機関の規則並びに市の条例等としています。条例等とは、市の条例、執行機関の規則のほか、地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含むこととしています。

また、規則には、地方自治法第138条の4第2項にいう各行政委員会が定める規程を含めることとしていますが、訓令又は要綱等の行政組織の内部的な規範は含まないものとします。

第5号関係（処分）

本号は、次号ウ（審査基準）、エ（処分基準）、オ（行政指導指針）の定義で用いられる「処分」を定義するものです。この定義については、行政手続法及び豊中市行政手続条例の考え方に従っています。

第6号関係（計画等）

本号は計画等について定義したものです。本号の定義に該当する計画等を定めるに当たっては、実施機関に意見公募手続の実施が義務付けられることとなります。

この定義に該当するか否かは計画等の条項等ごとに判断しますので、一つの計画等に、定義に該当する条項等と該当しない条項等とを含む場合は、該当する条項等について意見公募手続の実施が義務付けられることとなります。

例えば、一つの条例等に、市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条項と、行政内部の事務手続であって基本的な制度に該当しない内容を定める条項とが含まれている場合は、意見公募手続の実施が義務付けられるのは、前者のみとなります。この場合、後者の条項について意見公募手続を実施していないことをもって、本条例の趣旨に反していることにはなりません。

ただし、実施機関の任意により、計画等の定義に該当しない条項等についても意見公募手続を実施することは当然許容されます。計画等を新規に策定する場合は、計画等が定める制度等の全体像を示すことで市民の当該計画等に対する理解をより深めることができることや、意見公募手続を実施する条項等の選別がかえって実施機関の負担となることなどを踏まえ、当該計画等のすべての条項等について意見公募手続を実施することが望ましいものとします。

一方、計画等を改廃する場合には、計画等の定義に該当しない条項等の改廃については、意見公募手続を実施する必要はありません。

ア関係（基本的な計画）

市の総合計画の基本構想及び基本計画のほか、各行政分野がめざすべき方向性やそのた

第2条（定義）

めの施策体系を示し、総合計画を各分野において補完し具体化していく中長期（3～5年）をスパンとする基本的な計画がこれに当たります。

限定された一部の区域のことだけを定める計画や、市（市役所）が事業主として、労働者である職員に対して提示する計画については、広く市民から意見を求める妥当性に欠けるため、本号にいう基本的な事項を定める計画、方針等には該当しないものとします。

イ関係（条例等）

(7) 基本的な制度を定める条例等

市政全般に関わるもの及び、各個別分野における施策の基本理念や方針等を定める条例等がこれにあたります。施策の「基本理念」や市民や行政の「責務・役割」等について一般的な規定のある条例は、原則、市の基本的な制度を定める条例にあたると考えられます。

また、「条例等」には執行機関の規則及び企業管理規程（以下「規則」といいます）を含みますので、上記条例の施行規則等として、条例が定めようとする基本的な制度と一体となってその制度を構成するものや、市政全般に関わる基本的な制度を定める規則なども本号に該当します。

ただし、基本的な制度の概念には、形式的な事務手続の細部を含みませんので、いわゆる事務手続や提出書類等を定めるものについては、本号には該当しません。また、「法」に基本的な制度が定められており、法を受けて自治体としてその実施のための具体的な手続を定めているものは、“市の”基本的制度ではないため該当しないものとします。

(4) 義務賦課条例等

市民の権利義務に関わる事務のうち、市民の権利を制限し、自由を規制し、義務を課する一般的に権力的な性質を持つ事務について規定する条例等をいいます。

例として、「監視、監督、検査等」、「営業等の規制」、「施設、設備等の規制」、「行為の規制」、「作為義務（負担）賦課」、「法人その他の団体の存立及び活動の規制」などの機能を持つ条例があります。

なお、住民の権利義務に関わる事務に関する条例であっても、住民の福祉を積極的に増進するための事務事業に関して定められる条例は含みません。この条例の例としては、公の施設の設置及び管理に関する条例、資金の貸付条例、医療費等の助成等の条例、各種の支援に関する条例などがあります。これらは、部分的に義務賦課や権利制限の規定があるとしても、サービスの提供を得るための手続やルールを定める上での義務付けや制限であるため、本号にいう市民に義務を課し、又は権利を制限する条例等には含まないものとします。

地方自治法により、地方公共団体が市民に義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないこととされていますが、法律や上記条例の施行規則のうち、処分の要件や指導の基準等を定める場合などのように、法律や条例と一体となって市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を構成する規則は対象となります。

第2条（定義）

ただし、届出窓口や提出書類の種類などを定めるものは、単なる事務手続を定めているにすぎず、実質的に市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を構成しているとまではいえないため、本号に該当しないものとします。

ウ. エ. 関係（審査基準、処分基準）

市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする法令や、本条第6号イ(イ)に定める市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例等の実施に関する審査基準・処分基準のことを示しています。

具体的には、法律や条例によって市民に義務を課し、又はその権利を制限する場合のうち、許可や認可、または許可等の取消などの行政処分を介在させて義務付けを行う場合における、当該行政処分に関する審査基準及び処分基準がこれにあたります。

市民に義務を課し、又はその権利を制限する場合の考え方については、本号イ(イ)で説明したとおりです。

なお、本条例でいう審査基準とは、行政手続法第5条第1項及び豊中市行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準のことをいい、この考え方については同法及び同条例の解釈のとおりです。

また、処分基準とは、同法第12条第1項及び同条例第12条第1項に規定する処分基準のことをいい、この考え方については同法及び同条例の解釈のとおりです。

オ. 行政指導指針

行政指導指針とは、行政手続条例第34条に規定される、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導をしようとするときに、共通してその内容となるべき事項のことをいいます。

行政指導は、相手方の任意の協力のもとに成立するものであるとはいえ、事実上市民等に一定の作為や不作為を求めるなど、実質的に市民に影響を与えるものであることから、行政指導指針を定めるにあたって公正の確保と透明性の向上を図ることとしました。

第3条（適用除外）

（適用除外）

第3条 計画等のうち、次に掲げるものを定める場合は、この条例の規定は、適用しない。

- （1） 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する条例
- （2） 市税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料その他の金銭の徴収に関する条例等、審査基準及び処分基準
- （3） 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のもの

趣旨

本条は、定めようとする条例等の内容や性質の特殊性からみて、本条例の対象とすることが適当ではないと考えられるものについて、本条例の適用を除外するものです。

なお、本条の定義に該当する条項等と該当しない条項等とを含む場合は、該当する条項等についてのみ本条例の適用を除外することとなり、それ以外の条項については本条例の適用を受けることとなります。

解釈・運用

第1号関係（直接請求）

地方自治法第74条第1項の規定による直接請求があった場合、市長は当該請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議しなければならないこととされています。これについては、計画等を定めるに当たって広く市民に意見を求め、提出された意見を考慮するという意見公募手続の趣旨になじまないことから、適用を除外するものです。

第2号関係（金銭の徴収）

金銭の徴収に関する条例は、地方自治法第74条第1項の直接請求の規定においても、負担が軽くなることのみをもって賛成が得られやすいものであり、その結果が財政に与える影響について十分な検討がされないままに容易に請求が成立しやすいなどという理由により、対象から除外されています。こうした点を考慮し、本条例においても、市税の賦課徴収や手数料等の金銭の徴収に関する条例等、審査基準及び処分基準を適用除外とするものです。

第3号関係（公にしないもの）

本条例では、審査基準、処分基準及び行政指導指針の定義及び解釈について、行政手続法及び豊中市行政手続条例に従っています。行政手続法及び豊中市行政手続条例は、審査基準、処分基準及び行政指導指針を公にし、あるいは公表することについて規定していますが、個々の事情等により例外的に公にしない、あるいは公表しないことを許容しているほか（行政手続法第5条第3項、第12条第1項、豊中市行政手続条例第5条第3項、第12条第1項、第34条参照）、そもそも審査基準等を公にし、あるいは公表する旨の規定を除外する処分や行政指導についても規定しています。（行政手続法第3条第1項、豊中

第3条（適用除外）

市行政手続条例第3条参照）

これらの規定に基づいて、実施機関が公にしない、あるいは公表しないことと判断する審査基準等についてまで、当該審査基準等を定める過程において意見公募手続の実施を行うことは、上記規定の趣旨を損ねることから、本条例の適用を除外することとしたものです。

第4条（意見公募手続）

（意見公募手続）

第4条 実施機関は、計画等を定めようとする場合は、当該計画等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により公表し、意見の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて、意見公募手続を実施しなければならない。

2 前項の規定により公表する計画等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該計画等の題名及び当該計画等を定める根拠となる法令等があるものにあつては当該根拠法令等の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して3週間以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に計画等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。

(2) 他の実施機関が意見公募手続を実施して定めた計画等と実質的に同一の計画等を定めようとするとき。

(3) 国若しくは大阪府の政策又は他の法令等の規定により意見公募手続及び第9条第1項に規定する手続に準じた手続（次号において「意見公募手続等に準じた手続」という。）を実施して定めたものと実質的に同一の内容を定める必要があるとき。

(4) 他の法令等の規定により意見公募手続等に準じた手続を実施することとされている計画等を定めようとするとき。

(5) 計画等を定める根拠となる法令等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該計画等の廃止をしようとするとき。

(6) 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする計画等を定めようとするとき。

趣旨

本条第1項から第3項は実施機関が計画等を定めるに当たって、意見公募手続を実施しなければならないこと、当該計画等の案の公表の方法、意見提出期間など、意見公募手続の詳細を定めています。

また、第4項には、本条第1項の適用を除外し、実施機関に課された意見公募手続の実施義務を解除する場合を定めています。

解釈・運用

第1項～第3項関係

（計画等を定めようとする場合）

「計画等を定めようとする場合」には、計画等を新規に策定する場合のほか、改正する場合、廃止する場合を含みます。

（計画等の案）

第2条第1号で説明しているとおり、「計画等の案」とは、実施機関が施策等で定めようとする内容を示すものをいいますが、加えて本条第2項で規定するように、具体的かつ明確な内容のものであること、計画等の題名及び根拠法令の条項（根拠法令がある場合のみ）が明示されたものであることとしています。これらの要件が満たされている限り、案の体裁については、実施機関の裁量に委ねるものとし、必ずしも条文等の形式になっている必要はありません。

（関連する資料）

「これに関連する資料」とは、当該計画等の案の内容を市民が十分に理解する上で必要となる情報が記載された資料のことをいいます。具体的には、計画等の案を作成した趣旨・目的や、当該計画等の案を定めるに至った背景事情などがこれに当たります。

このほか、何を「関連する資料」として公表するかは実施機関の裁量に委ねられますが、例えば、上位法令や関連する制度の概要、バックデータとなる統計情報など、当該計画等の案に対する市民の理解を助ける資料が考えられます。

また、当該計画等が、第2条第6号アからエに定める定義のどれに該当するかの情報（第11条を適用する場合についてはその旨）についても公表するものとします。

実務的には、本条にいう計画等の案及びこれに関連する資料のほか、第6条に定める意見公募手続の実施に関する情報を合わせて公表することとなります。（公表の具体例については、「資料編（意見公募手続の実務）」参照）

（公表の方法）

計画等の案等の公表は、市のホームページに掲載する方法及び実施機関が指定する場所における閲覧による方法により行うこととしています。閲覧に供する場所は、当該計画等の案が定める内容の性質に応じて実施機関が判断することとなりますが、次の場所においては必ず閲覧に供するものとします。

- ・ 市政情報コーナー
- ・ 庄内・新千里出張所
- ・ 意見公募手続を実施する計画等の所管課の窓口

なお、本条の規定は、実施機関が閲覧場所において計画等の案を配布することを禁じるものではありません。

（意見提出期間）

本条第1項の規定により、意見公募手続は実施機関が計画等の案及びこれに関連する資料を公表することによって開始されます。その際に、実施機関は市民が意見を提出することのできる期間（意見提出期間）を定めることとなりますが、この意見提出期間は、公表の日を含めて3週間以上でなければなりません。

実施機関の判断により、3週間を超える意見提出期間を設定することも可能です。

意見提出期間に、休日や祝祭日が含まれることは許容されますが、年末年始など長期間

第4条（意見公募手続）

の閉庁が見込まれる期間を含む場合は、市民はインターネットによる方法以外に計画等の案を閲覧することができないことや、市民にとっては意見提出期間が長いほうが望ましいこと等を踏まえ、できる限り余裕を持った意見提出期間を設定するものとします。

なお、意見提出期間の最終日の考え方については、最終日までに実施機関に提出された意見を意見提出期間内に提出された意見と考えますが、郵送による提出の場合、締切日の消印が押されているなど個々の事情に応じ、実施機関が計画等を定めるに当たって支障のない限りにおいて、市民に有利に判断することを妨げるものではありません。

第4項関係（適用除外）

本項は、実施機関が計画等を定めるに当たっての具体的な事情にかんがみ、実施機関に対して意見公募手続を実施する合理性や必要性が認められない場合に、本条第1項による意見公募手続の実施義務を解除するものです。本条第1項の適用のみを除外するものであり、本条例の適用自体を除外する前条の規定とは性質を異にします。

なお、一つの計画等に本項に該当する条項等と該当しない条項等を含む場合には、計画等の条項等ごとに該当性の有無を判断することとなります。

第1号関係（緊急性）

社会一般の利益を図る観点から、意見公募手続を実施する時間的な余裕がほとんどなく、意見公募手続を実施することにより得られる利益より、損なわれる公益の方が重大であると実施機関が判断するものがこれにあたります。たとえば、災害時において、緊急に計画等を定める必要があるときなどが考えられます。

第2号関係（他の実施機関）

本号が念頭におくのは、異なる実施機関がそれぞれ、実質的に同一の計画等を定める場合です。

例えば、市長が意見公募手続を実施して定めた規則と実質的に同一の内容の規則を教育委員会が定めようとした場合に、改めて教育委員会が意見公募手続を実施し直す必要性は少ないことから、意見公募手続の実施を義務付けないこととしたものです。

実質的に同一の計画等とは、形式的な語句がすべて同一であることまで求められるものではありませんが、実質的にみて計画等が定める内容に変更がないことが必要です。実質的に内容に変更がないかどうかは、改めて意見公募手続を実施すべき必要があるほどに内容が変更されたかどうかという観点から、実施機関が判断するものとします。

第3号関係（国若しくは大阪府の政策等）

本号は、下記の2つの要素により構成されています。

- ・国若しくは大阪府の政策と実質的に同一の内容を定める必要があるとき。
- ・他の法令等の規定により意見公募手続等に準じた手続（意見公募手続及び第9条第1項に規定する手続に準じた手続）を実施して定めたものと実質的に同一の内容を定める必要があるとき。

（国若しくは大阪府の政策）

法律や政令、大阪府の条例等で定められる内容をそのまま踏襲する必要がある場合や、全国的又は府内の市町村で統一的な制度を導入する必要がある場合など、市が独自の裁量により計画等を定めることができない場合に、意見公募手続を実施しても提出意見を考慮することが困難であることから意見公募手続の実施義務を解除するものです。

本項は単に国や大阪府と同じ計画等を定める場合に意見公募手続の実施義務を免除するものではなく、国や大阪府と同じ計画等を定める合理的な必要性がある場合を想定しています。

（他の法令等）

他の法令等が、計画などの策定過程において、意見公募手続とほぼ同等の効果が認められる手続を規定している場合であって、当該手続を経て定めた計画などと実質的に同一の内容を別の計画等で定める場合に、改めて意見公募手続を実施する必要性が少ないことから、意見公募手続の実施義務を解除するものです。

例えば、法律や市条例（本条例を除く）に基づき意見公募手続等に準じる手続を経て定めた計画の実施に当たって、当該計画と実質的に同一の内容を改めて条例として定める場合がこれにあたります。この場合に、当該条例が本条例による意見公募手続を必要とする内容を定めるものであったとしても、実質的に同一の内容を定める計画の策定過程において意見公募手続等に準じる手続をすでに実施しているため、当該条例について再度意見公募手続を実施する必要はありません。なお、この事例において、当該条例の策定については本号に該当しますが、その前段で策定される計画は、次号に該当することとなり、どちらも本条例による意見公募手続を実施しないこととなります。

「意見公募手続等に準じる手続」とは、他の法令等に根拠をおくものであるため、本条例による意見公募手続と同一の手続である必要はありませんが、再度意見公募手続を実施する義務付けを解除する合理性が認められる手続であることが必要です。具体的には、案を広く公表して不特定多数の市民の意見を求める手続であって、かつ意見に対する市の考えを市民に表明する機会が確保されていることが必要です。

第4号関係（他の法令等による手続）

他の法令等により、計画等を定める際に市民に意見を求める手続等が定められている計画等を定める場合をいいます。他の法令等の規定により、本条例による意見公募手続とほぼ同等の効果が認められる手続が義務付けられている計画等について、再度、本条例による意見公募手続の実施を義務付ける必要性は少ないことから、義務付けを解除するものです。

第5号関係（根拠となる法令等の削除）

計画等を定める根拠となる法令等がある場合において、当該根拠法令等の規定が削除された場合には、根拠を失うこととなる当該計画等は当然に廃止されることとなりますが、このような場合に、当該計画の廃止について意見公募手続を実施する必要性は少ないこと

第4条（意見公募手続）

から、意見公募手続の実施義務を解除するものです。

本号は、計画等の根拠となる法令等の規定が削除されることに伴い、当該計画等がその根拠を失うことにより当然に廃止されることとなる場合をいい、法令等の規定が削除されたからといって、計画等がその根拠を失うとまではいえないような場合は、本号には該当しません。

第6号関係（軽微な変更）

計画等を変更する場合であって、意見公募手続を実施するに値しないほどに軽微な変更である場合には、意見公募手続を義務付ける必要性が少ないことから、義務付けを解除するものです。

軽微な変更とは、本号に例示する他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理のほか、用語の整理、条項の繰上げ繰り下げのような形式的な変更をいい、他の法令等の制定又は改廃に伴ってなされる実質的な政策判断に基づく改正については、該当しません。

なお、第2条第6号において説明したとおり、本条例により意見公募手続の実施が義務付けられる計画等に該当するか否かは条項ごとに判断を行うため、そもそも計画等に該当しない条項等を改正する場合は、本号の適用の有無は問題となりません。

第5条（意見公募手続の特例）

（意見公募手続の特例）

第5条 実施機関は、計画等を定めようとする場合において、3週間以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、3週間を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該計画等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関（以下「附属機関」という。）の議を経て計画等を定めようとする場合において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

趣旨

本条は前条第1項及び第3項に定める意見公募手続の実施及び意見提出期間の特例について定めるものです。

解釈・運用

第1項関係（意見提出期間の特例）

本項は、前条第4項第1号に該当するほどの緊急性、迅速性があるとまではいえないものの、3週間以上の意見提出期間を設けることができないやむを得ない理由がある場合に、3週間を下回る意見提出期間を定めることができることとしたものです。

やむを得ない理由とは、実施機関の責に帰すべきものではない理由をいい、実施機関の内部事務的な都合などは含まれません。例えば、政令等が明らかにされてから定められた施行日までの間に計画等を策定しなければならない場合であって、3週間の意見提出期間を確保することが困難な場合などが本項に該当します。

本項は、あくまでも例外的な規定ですから、やむを得ない理由がある場合であっても無制限に意見提出期間を短縮できるというものではなく、可能な範囲でできるだけ長い意見提出期間を定めることが求められます。

また、本項により意見提出期間を短縮する場合は、計画等の案の公表の際にその理由を明らかにしなければならないこととしています。これは、実施機関がやむを得ない理由であると判断した具体的根拠を明らかにするものであり、単に「早急に定める必要があるため」等とするのは理由を示したことにはなりません。

第2項関係（附属機関の特例）

実施機関が附属機関の議を経て計画等を定める場合であって、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した場合には、改めて実施機関が意見公募手続を実施することを要しないとするものです。

意見公募手続に準じた手続は、前条第1項から第3項に定める手続の要件のうち、附属機関による審議の性質上満たすことが困難な要件を除いたその他の要件を満たしている手続である必要があります。

第5条（意見公募手続の特例）

例えば、諮問機関としての附属機関は、実施機関が定めようとする計画等の案そのものを公表することはできないし、また、実施機関と同等に「具体的かつ明確な内容」の案を示すことも困難ですが、少なくとも実施機関によって計画等に定められるべきと考える内容及びこれに関連する資料を公表する必要があります。案の公表の方法や意見の提出期間の考え方等については、附属機関であっても特段支障があるとは考えにくいことから、実施機関が行うものと相当と認められるものである必要があります。

なお、本項は、本項の要件を満たす場合に、実施機関が自ら意見公募手続を実施すべき義務を免除する趣旨であり、実施機関がその判断において、改めて意見公募手続を実施することを禁止するものではありません。

また、本項は、実施機関が自ら意見を求める手続を実施する義務の免除のみを定めるものであって、附属機関が実施した意見公募手続に準じた手続について、当該附属機関がその結果を公表したか否かにかかわらず、実施機関に対し、意見の考慮義務や結果の公表義務までを免除するものではないことに注意する必要があります。本項により、実施機関が意見公募手続を実施しない場合には、本条例第10条による準用が適用され、実施機関には意見の考慮義務及び結果の公表義務が課されます。

第6条（意見公募手続の予告等）

（意見公募手続の予告等）

第6条 実施機関は、意見公募手続を実施する場合は、市民に対して当該意見公募手続の実施について予告するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めなければならない。

趣旨

意見公募手続をより実効あるものとするためには、手続の実施を広く市民に周知する必要があることから、意見公募手続の実施についての予告と意見公募手続の実施に関連する情報の提供について、実施機関に努力義務を課すものです。

意見公募手続の予告や情報提供のあり方は、計画等の内容や、意見提出期間の長さなどに応じて様々であることが考えられますので、定めようとする計画等に応じて実施機関が判断することとし、努力義務としています。

解釈・運用

「意見公募手続の実施の予告」は、次の内容などを可能な範囲で市ホームページ及び広報誌に掲載して公表することにより行います。

- ・意見公募手続を予定している計画等の題名
- ・意見提出期間の予定
- ・計画等を定めようとするに至った背景や計画等が定めようとする内容の趣旨・概要
- ・対象者（市民の定義）
- ・計画等の案を閲覧できる場所

予告は、計画等の案を公表する前の段階で行うことから、予告内容を画一的に定めることは困難ですので、それぞれの事情に応じて予告内容を判断することとなります。ただし、計画等の題名及び意見提出期間の予定は必ず公表するものとします。また、上記以外の内容を公表することも差し支えありません。

予告する期間は、市民が意見提出の準備をするに足りる期間として、おおむね1週間以上を確保することが望まれます。

「意見公募手続の実施に関連する情報」とは、意見公募手続を実施すること又は現に実施していることを広く知らせるに当たり、市民の理解の助けとなる情報のことをいいます。

例えば、計画等の案を閲覧（または入手）できる場所や、計画等の案が長文にわたる場合などに、案の骨子や特に重要なポイントを明確にする案の概要がこれにあたります。

また、計画等の策定に関して附属機関に諮問をしている場合などには、当該附属機関の審議経過（会議録等）の公表が考えられます。情報の提供を行う時期については、定めがありませんので、この場合は、意見公募手続の実施時期にかかわらず、附属機関の策定経過に応じて、会議録等を随時公表することとなります。

なお、意見公募手続に関する情報は、手続の段階に応じて、本条による実施の予告のほか、第4条第1項に基づく計画等の案等の公表、第9条に基づく結果の公表等が予定され

第6条（意見公募手続の予告等）

ています。これらの意見公募手続に関する情報は、意見公募手続を実施する計画等ごとに各所管課が公表することとなりますが、市全体の意見公募手続の実施状況をわかりやすく示せるよう、インターネットにおいては一覧表の形式で掲載するものとし、閲覧による場合はわかりやすい場所にまとめて資料等を配置するようにします。

第7条（意見の提出方法）

（意見の提出方法）

第7条 意見提出期間内に市民から意見の提出を受ける方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、実施機関が指定する場所への書面の提出その他実施機関が必要と認める方法とする。

2 意見を提出しようとする市民は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び担当者の氏名）等を明らかにするものとする。

趣旨

本条は、本条例による意見公募手続において、市民が意見を提出する方法等について定めるものです。

解釈・運用

第1項（意見提出方法）

意見提出の方法は、①郵便、②ファクシミリ、③電子メール、④実施機関が指定する場所への書面の提出、⑤その他実施機関が必要と認める方法、としています。

「実施機関が指定する場所」とは、意見公募手続を実施する計画等の案の所管課の窓口とします。当該計画等の案の内容や性質に応じて、所管課の窓口に加えて、その他の場所を指定することも可能です。

意見提出の方法は、多種多様であることが望まれますが、一方で、意見公募手続の公正・透明性を確保するためには、提出意見が書面又は電子データ等で正確に記録されることが必要であるため、本条では電話や口頭による意見提出を当然には想定していません。

視覚に障害のある人や高齢者等、書面による提出が困難で、実施機関が必要と認める場合は、「その他実施機関が必要と認める方法」に該当するものとして口頭による意見提出を受けることが可能です。ただし、この場合においては、市民から聴取した意見内容が正しく記録されているかどうかを当該市民に確認するものとします。

また、宅配便など、①～④に相当する提出方法については、実施機関は柔軟に判断し、広く意見を受け付けるようにします。

第2項（住所・氏名等）

意見を提出しようとする市民は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び担当者の氏名）等を明らかにするものとしています。

豊中市自治基本条例において、市民の市政に参画する権利（第3条）とともに、権利行使に伴う市民の責務（第4条）が定められていることを踏まえ、意見提出による市政への参画に当たっては、匿名を是認せず、住所・氏名等の説明を求めるものです。

ただし、本項は、住所・氏名等を明らかにしない意見の受付を禁じる趣旨の規定ではありません。匿名の意見又は、上記のいずれかの情報が明記されていない意見であっても、住所・氏名等を明らかにしている意見と同じように取り扱うものとします。

また、住所・氏名の他に、第2条第3号に定める市民の定義のどの区分に当てはまるか

第7条（意見の提出方法）

の情報や、意見内容の詳細について確認が必要な場合に備えて、電話番号若しくはメールアドレスなどの連絡先についても、本項に該当するものとします。

第8条（提出意見の考慮）

（提出意見の考慮）

第8条 実施機関は、意見公募手続を実施して計画等を定める場合は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該計画等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

趣旨

意見公募手続において、提出された意見が不当に取り扱われたのでは、本条例の目的が達成されるとはいえないことから、提出された意見について、十分に考慮することを実施機関に義務付けるものです。

解釈・運用

（提出意見）

本条により、実施機関が考慮する義務を負う提出意見とは、

- ・意見提出期間内に当該実施機関に提出されたものであり、
- ・かつ当該計画等の案についての意見

としています。

意見提出期間内に提出された意見の考え方は、第4条第3項で説明したとおりです。

当該計画等の案についての意見とは、案と関係があると判断されるものであり、案についての言及がまったく無く、案と無関係と判断されるものは、本条にいう提出意見には該当しません。

提出意見に該当しないものについては、実施機関に考慮義務は課されず、また、次条の結果の公表等の義務も課されません。

（十分に考慮）

考慮とは、提出意見をよく考え、計画等の案に反映させるかどうか、反映させるとしたかどうかのようにするかを適切に検討することをいいます。提出意見の内容を考慮するものであり、提出意見の多寡を考慮し多数決を導入するものではありません。

また、実施機関には、十分に考慮する義務が課せられますが、意見を反映するかどうかや、どのように反映させるかは実施機関の権限と責任において判断することとなりますので、提出意見を必ず計画等に反映させる義務を負うものではありません。

実施機関は、計画等の内容を適正なものとする義務を負いますので、提出意見を考慮した結果とは別に、実施機関の判断により計画等の案を修正することもできますが、公表した計画等の案と同一のものとは思われないほどに修正した場合には、改めて、修正後の計画等の案について意見公募手続を実施する必要が生じます。

また、提出意見を考慮した結果とは別に計画等の案を修正した場合でも、提出意見を踏まえての修正であるか否かを問わず、次条第1項に定める「意見公募手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異」を公表することとなります。

第9条（結果の公表等）

（結果の公表等）

第9条 実施機関は、意見公募手続を実施して計画等を定めた場合は、当該計画等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第4項において同じ。）後速やかに次に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。

- (1) 計画等の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）又はその概要
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異を含む。）及びその理由

2 実施機関は、前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず計画等を定めないこととした場合は、その旨（別の計画等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により速やかに公表しなければならない。

4 実施機関は、第4条第4項第1号に該当することにより意見公募手続を実施しないで計画等を定めた場合は、当該計画等の公布後速やかに次に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。

- (1) 計画等の題名
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

趣旨

本条は、実施機関が意見公募手続を実施して計画等を定めた場合に、当該計画等の案について提出された意見をどのように考慮し、計画等に反映させたか（又は反映させなかったか）を市民が把握できるよう、提出意見の内容や、定めた計画等への提出意見の反映の有無、その理由の公表を実施機関に義務付けるものです。

また、意見公募手続を実施したにもかかわらず、計画等を定めないこととした場合の公表義務（第3項）や、第4条第4項第1号（緊急性）により、意見公募手続を実施しないで計画等を定めた場合の公表義務（第4項）についても定めています。

なお、第5条第2項に定める特例により実施機関が意見公募手続を実施せずに計画等を定めた場合には、本条第1項から第3項までの規定が次条により準用されることとなります。

解釈・運用

第1項関係

（公表時期）

実施機関が第4条第1項に定める意見公募手続を実施して計画等を定めた場合に、本項に定める結果の公表義務が生じます。

公表する時期については、計画等の公布後速やかに行うこととしており、公布と同時である必要はありませんが、結果の公表が可能となった段階で速やかに行うことが期待され、公布の時期とのずれを無制限に許容するものではありません。

公布という手段を用いない計画等については、最終の意思決定の後、公にする行為をもって公布と同じ取り扱いをすることとし、括弧書きで明記しています。

「公にする」とは、市民に積極的に周知することまでを求めるものではなく、市民から求めがあった場合に秘密にしない状態にすることをいいます。

条例など、議会の議決が必要なものを定める場合は、実施機関が策定した案を公にした（議案を市議会に提出した）後速やかに結果の公表を行うこととなります。

公表期間は条例に特に定めはありませんが、広く市民が認知できるのに足りる期間として、最低3か月は、公表するものとして運用します。

（公表の方法）

公表の方法については、第4条第1項に定める計画等の案の公表の方法の考え方と同じです。

（公表内容）

提出意見をそのまま公表するか、もしくは提出意見を要約した概要を公表するかは、提出意見の数や内容を考慮して実施機関が判断します。要約は意見の趣旨が損なわれない範囲で行うものとします。概要を公表する場合に、同じ趣旨の複数の意見は、ひとつにまとめて公表することができますが、その際には、実際に提出された意見の件数も明らかにするようにします。

なお、意見提出の際に市民が明らかにした氏名や住所等の情報は、当然公表の内容に含まれません。

「提出意見を考慮した結果」とは、提出意見を考慮し、計画等に反映させたかどうか、反映させた場合はどのように反映させたかといった結果をいいます。

「意見公募手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異」とは、提出意見を反映させて計画等を変更した場合の変更点のほか、提出意見を考慮した結果とは別に、実施機関の判断により計画等を変更した場合の変更点を含みます。

条項の順序の入れ替えや、語句のいいまわしなど、形式的であって計画等が定めようとする内容に実質的な変化をもたらさない変更については、原則として本項にいう差異には含まれないものとします。ただし、わかりやすい表現を求める趣旨の意見を反映して表現等を変更した場合は、当該意見提出者の意見を反映させた結果として公表します。

「その理由」とは、提出意見を計画等になぜ反映させた（又は反映させなかった）のかや、なぜそのような反映をさせたのかの理由をいいます。

なお、本条例に特に定めはありませんが、意見公募手続の結果をより分かりやすくするため、定めた計画等そのものについても、合わせて公表することとします。

第2項（公表の特例）

提出意見の一部又は全部を恣意的に削除することは原則として許されませんが、内容によっては、公表することがふさわしくない場合もありえることから、本項において、正当な理由があるときに限り、提出意見の当該箇所を除くことができますとしています。

本項が適用されるのは、個人のプライバシーに関する事項や企業秘密が記載されている場合など第三者の利益を害するおそれがあるときのほか正当な理由があるときとしており、「正当な理由」とは、提出意見を公表することにより公益上の支障がある場合をいいます。

第3項（計画等を定めないこととした場合）

実施機関が計画等を定めようとして意見公募手続を実施した場合であっても、その後の事情により結果として計画等が定められない場合や、改めて別の計画等の案として意見公募手続を実施し直す場合も考えられます。本項は、このような場合に、その旨を市民に明らかにするための規定です。

公表の時期は、計画等を定めないこととする旨（別の計画等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする旨を含む）を最終的に意思決定した後、この旨の公表が可能となった段階で速やかに行うこととなります。公表の方法については、第1項の考え方と同じです。

第4項（緊急性により実施しなかった場合）

本項は、第4条第4項第1号を適用し、緊急性を理由に意見公募手続を実施しないで計画等を定めた場合に、実施機関にその旨を公表する義務を課すものです。

同号は、計画等を定めるに当たって、公益上、意見公募手続を実施する時間的余裕がないことのみを理由として、意見公募手続を実施しないことを許容しています。しかし、当該計画等の公布後には公益上の時間的な制約は失われることから、公布後速やかに、意見公募手続を実施せずに計画等を定めた事実を、市民に明らかにするものです。

定めた計画等そのものについても、合わせて公表するものとします。

第10条（準用）

（準用）

第10条 第8条の規定は第5条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで計画等を定める場合について、前条第1項及び第2項の規定は第5条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで計画等を定めた場合について、前条第3項の規定は第5条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで計画等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該実施機関」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「計画等の案の公表の日」とあるのは「附属機関が計画等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

趣旨

第5条第2項は、計画等を定めるに当たって議を経ることとした附属機関において、意見公募手続に準じた手続が実施された場合には、実施機関自らが第4条第1項による意見公募手続を実施することを要しないとしています。この規定は、実施機関の「意見公募手続」の実施義務を免除することのみを規定したものであって、附属機関がその結果を公表したか否かにかかわらず、実施機関に対してその他の手続（第8条の考慮義務や、前条の結果の公表義務）まで免除するものではありません。

しかし、第8条及び前条の規定は、条文上実施機関が自ら意見公募手続を実施した場合の義務を定めたものであるため、本条において、これらの規定を第5条第2項の規定が適用された場合に準用し、必要な読み替えを行うものです。

解釈・運用

本条による読み替えは下表のとおりとなります。（※傍線は読替え部分）

読替前	読替後
<p>第8条 実施機関は、<u>意見公募手続を実施して計画等を定める場合</u>は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該計画等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。</p>	<p>第8条 実施機関は、<u>第5条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで計画等を定める場合</u>は、意見提出期間内に附属機関に対し提出された当該計画等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。</p>
<p>第9条 実施機関は、<u>意見公募手続を実施して計画等を定めた場合</u>は、当該計画等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第4項において同じ。）後速やかに次に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の</p>	<p>第9条 実施機関は、<u>第5条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで計画等を定めた場合</u>は、当該計画等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第4項において同じ。）後速やかに次に掲げる事</p>

<p>指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。</p> <p>(1) 計画等の題名</p> <p>(2) <u>計画等の案の公表の日</u></p> <p>(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）又はその概要</p> <p>(4) 提出意見を考慮した結果（<u>意見公募手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異を含む。</u>）及びその理由</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>3 実施機関は、<u>意見公募手続を実施したにもかかわらず計画等を定めなかったこととした場合</u>は、その旨（別の計画等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により速やかに公表しなければならない。</p>	<p>項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。</p> <p>(1) 計画等の題名</p> <p>(2) <u>附属機関が計画等の案について公表に準じた手続を実施した日</u></p> <p>(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）又はその概要</p> <p>(4) 提出意見を考慮した結果（<u>附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異を含む。</u>）及びその理由</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>3 実施機関は、<u>第5条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで計画等を定めなかったこととした場合</u>は、その旨（別の計画等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を市のホームページに掲載する方法及び実施機関の指定する場所における閲覧による方法により速やかに公表しなければならない。</p>
--	---

第11条（計画等以外のものの意見公募手続）

（計画等以外のものの意見公募手続）

第11条 実施機関は、計画等以外のものを定めようとする場合において特に必要があると認めるときは、意見公募手続を実施することができる。この場合においては、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条から第8条まで及び第9条第1項から第3項までの規定を準用する。

趣旨

本条例が、実施機関に対して当然に意見公募手続の実施を義務付けるのは、第2条第6号に定める計画等を定める場合となります。しかし、本条例が、市政への市民の参画の促進と、計画等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を目的としていることにかんがみ、第2条第6号に定める計画等以外のものであっても、実施機関が必要と認めるものについての意見公募手続を排除することは適切ではないことから、計画等以外のものを定める場合であっても、実施機関の判断により意見公募手続を実施することができることを明記したものです。

解釈・運用

本条により、意見公募手続を実施する場合は、実施機関は、案の公表や意見提出期間の設定（第4条第1項から第3項）、意見提出期間の特例（第5条第1項）、意見公募手続の予告等（第6条）、意見提出方法（第7条）、提出意見の考慮（第8条）、結果の公表（第9条第1項から第3項）について、この条例の規定を準用して実施することとなります。

なお、第3条に該当する計画等については、この条例すべての規定の適用を除外されていますので、本条の適用も受けません。

第12条（運用状況の公表）

（運用状況の公表）

第12条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、市のホームページに掲載する方法及び市長の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。

趣旨

本条は、各実施機関における本条例の運用状況を取りまとめて公表することを、市長に義務付けるものです。本条例の運用状況を明らかにして、市民が把握し、監視できる状態にすることにより、本条例の実効性を高めることとなります。

解釈・運用

運用状況を取りまとめたものとは、次のものとします。

- ・各実施機関が意見公募手続において公表した計画等の案等
- ・当該各意見公募手続の結果（第9条第3項、第4項に基づく公表内容を含む）
- ・第4条第4項第2号から第6号に該当することにより各実施機関が意見公募手続を実施しなかった計画等の題名及び該当する条項

また、各実施機関が意見公募手続を実施した計画等の題名及び当該意見公募手続に寄せられた提出意見の件数については、分かりやすく一覧表として取りまとめるものとします。

公表の方法については、市ホームページへの掲載及び市政情報コーナーでの閲覧による方法とし、公表期間は1年間とします。

附則

附 則

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 実施機関は、計画等を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該実施機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。

附 則（平成24.9.28 条例46）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。